

青森県衛生研究所動物実験規程

令和 6 年 4 月 3 日 策定
令和 7 年 4 月 2 日 第 1 回改訂

第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知。以下「厚労省指針」という。）に基づき、青森県衛生研究所（以下「当所」という。）において動物実験及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 25 年環境省告示第 84 号。以下「飼養保管基準」という。）、厚労省指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程を遵守し、動物実験の原則である次の各号に掲げる事項（3 R）に基づき、適正に行わなければならない。

一 代替法の利用（Replacement） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。

二 使用数の削減（Reduction） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮する。

三 苦痛の軽減（Refinement） 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び抑圧からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 動物実験 本条第 2 号に規定する実験動物を検査業務の利用に供することをいう。

二 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している動物をいう。

三 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験を行う施設・設備をいう。

四 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。

五 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

六 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。

七 動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。

八 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、実験動物の飼養及び動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

- 九 管理者 所長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 十 飼養者 動物実験責任者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十一 管理者等 所長、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十二 指針等 動物実験に関して各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規定は、当所において実施される動物を用いる動物実験に適用する。

第2章 所長の責務

(所長の責務)

第4条 当所所長は（以下「所長」という。）、当所における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、本規程に定める措置その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

(動物実験計画の承認・不承認)

第5条 所長は、動物実験責任者が提出した動物実験計画について、動物実験委員会の審査結果の報告を受けて承認又は不承認を決する。

(動物実験の実施結果を受けた改善措置)

第6条 所長は、動物実験の終了後、動物実験責任者が提出した動物実験計画の実施結果に対する動物実験委員会の審査結果を受けて、必要に応じ適正な動物実験の実施のための改善措置について動物実験委員会に諮問する。

(教育訓練等の実施)

第7条 所長は、職員等に対し、適正な動物実験の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識並びに事故時の処置及び対応等を習得させる教育訓練の実施その他職員等の資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3章 動物実験委員会

(委員会の設置)

第8条 当所に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の使用承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験の適正な実施を図るため青森県衛生研究所動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、所長に報告し、意見を具申し、又は助言する。

- 一 動物実験計画の指針等及び本規程に対する適合性に関すること。
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- 四 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

- 五 自己点検・評価に関すること。
- 六 その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 次長
- 二 総務室長
- 三 微生物第一部長
- 四 微生物第二部長
- 五 理化学部長
- 六 動物実験及び実験動物等に関して優れた見識を有する者（獣医師）

(委員の任期等)

第11条 前条第6号の委員は、理化学部長の推薦に基づき、所長が任命する。

- 2 前項の委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、次長とする。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を助け、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(動物実験計画書等の審査)

第14条 動物実験計画書等の審査は、委員会で行う。

- 2 前項の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わってはならない。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、理化学部において処理し、委員会の開催に関する議事録等の作成及び承認された動物実験計画書の保管等を行うものとする。

第4章 動物実験の実施

(管理者)

第16条 所長の命を受け、実験動物及び施設等を管理させるため、管理者を置く。

- 2 管理者は、当該動物実験を実施する部の長をもって充てる。

(動物実験責任者)

第17条 部等に、管理者の命を受け、管理者を補佐し、動物実験等の実施に係る業務を統括させるため、動物実験責任者を置く。

- 2 動物実験責任者は、当所の「食品衛生検査施設等における業務管理体制」に定める実験動物管理区分責任者を充てる。

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第18条 動物実験責任者は、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書」(別紙様式第1号)により所長に申請しなければならない。

- 一 検査業務の目的、意義及び必要性を明確にすること。
 - 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - 四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 2 所長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。
 - 3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は動物実験計画書を修正させる等、動物実験計画書の承認に当たっては必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 所長は、委員会の審査を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知する。
 - 5 動物実験責任者は、動物実験計画について所長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 6 所長は、第4項の規定により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。

(動物実験計画書の更新及び変更)

第19条 実験計画の有効期間は、承認日から3年間とする。

- 2 有効期間満了後に更新又は新規の動物実験計画書を申請する条件として、動物実験計画書に記されている動物実験実施者及び飼養者が教育訓練を過去3年間に少なくとも1度は受けていなければならないものとする。
- 3 前項の規定は、動物実験計画書の変更について準用する。
- 4 有効期間内に動物実験実施者、実験動物種等を変更するときは、「動物実験計画変更承認申請書」(別紙様式第2号)により、所長に申請しなければならない。

(動物実験計画の終了又は中止報告)

第20条 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験終了(中止)報告書」(別紙様式第3号)により、所長に報告しなければならない。

(実験操作)

第21条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即すとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - イ 適切な安楽死の選択
- 三 安全管理に注意を払うべき実験(化学的に危険な材料を用いる実験)については、関係法令等及び当所における関連する規程等に従うこと。

四 化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- 2 動物実験責任者は、毎年4月30日までに、「動物実験実施状況（結果）報告書（別紙様式第4号）」により、前年度の使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、所長に報告しなければならない。

第5章 施設等

（飼養保管施設の承認）

第22条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験は、所長の承認を得た飼養保管施設でなければ行うことができない。

- 2 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む。）しようとする場合は、「飼養保管施設設置（変更）承認申請書」（別紙様式第5号）により、所長に申請しなければならない。
- 3 所長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

（飼養保管施設の要件）

第23条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- 二 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- 三 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 六 実験動物の飼養に関する業務を統括する者が置かれていること。

第24条 動物実験は、所長の承認を得た実験室でなければ行うことができない。

- 2 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）しようとする場合は、「実験室設置承認（変更）申請書」（別紙様式第6号）により、所長に申請しなければならない。
- 3 所長は、申請された実験室を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

（実験室の要件）

第25条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理、汚染防止及び改善）

第26条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理、汚染防止及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第27条 管理者は、施設等を廃止する場合は、「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」（別紙様式第7号）により、速やかに所長に届け出なければならない

2 所長は、前項の届出について、必要に応じて委員会に調査させることができる

3 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第28条 管理者及び動物実験責任者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第29条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の発注、搬入、検収)

第30条 管理者は実験動物の導入に当たっては関連法令及び指針等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない

2 動物実験責任者は実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るために必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第31条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(健康管理)

第32条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病に罹った場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(記録の保管)

第33条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保管しなければならない。

2 管理者等は、飼養保管した実験動物の種類、数等の記録を整備、保管しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第34条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先へ提供しなければならない。

(輸送)

第35条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 事後処理

(実験終了後等の殺処分)

第36条 動物実験実施者は、実験を終了し、若しくは中断し、動物実験又は疾病等により障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、炭酸ガスによる安楽死処置を行う。

(廃棄物の処理)

第37条 動物実験により発生した実験動物の死体や汚物等の廃棄物は、青森市の廃棄物の分類により適正に処理する。実験動物の死体を一時的に保管する場合はビニール袋に入れフリーザーに保管する。

第8章 安全管理

(危害防止)

第38条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲方法をあらかじめ定める。

2 管理者は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第39条 管理者は地震火災等の緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、生活環境保全上の問題の発生の防止に努めなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第40条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に定める所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一 関連法令、指針等及び当所の定める規程等
 - 二 動物実験の方法に関する基本的事項
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - 四 安全確保及び安全管理に関する事項
 - 五 人獣共通感染症の予防に関する事項
 - 六 その他、適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 動物実験実施者は、前項に定める教育訓練を受けなければ動物実験を行ってはならない。
- 3 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保管しなければならない。

第10章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価)

第41条 所長は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため定期的に、関連する指針等に対する適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の自己点検・評価を委員会に行わせ、速やかにその結果を報告させなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に対し、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 所長は、自己点検・評価の結果について必要がある場合、衛生研究所以外の者による検証を受ける。

第11章 情報公開

(情報の公開)

第42条 当所における、動物実験に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価の結果等）については、毎年1回程度ホームページで公表するものとする。

第12章 雑則

(補則)

第43条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月3日から施行する。
- 2 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあつては、管理者はこの規程の施行後30日以内に、第24条第2項の規定に基づき所長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請を行った施設等については、第24条第3項の規定による承認を行うか否かが決定されるまでの間、従前のとおり使用することができるものとする。

動物実験計画書

青森県衛生研究所長 殿

☐ 新規 ☐ 変更・年度更新

申請者 所属： 職名： 氏名： 印

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

業 務 名	
-------	--

業 務 目 的				
動物実験責任者名	フリガナ	所 属	職 名	動物実験の経験等
	氏 名			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
動物実験実施者名				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無

実験実施期間	承認後 ～ 20()年 3 月				中止・終了等	20()年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設	動物舎飼育室			実験室	動物舎解剖観察室	
使 用 動 物	動 物 種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備 考

業務計画と方法	業務概要（業務計画と方法について、その概要を記入する。）		
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。）		
動物実験の種類		動物実験を 必要とする理由	

想定される苦痛	
動物の苦痛軽減、排除の方法	
安楽死の方法	
動物死体の処理方法	
その他必要または参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。) 【関連SOP： 】

委員会記入欄	審査終了: 20()年 月 日
	修正意見等
	審査結果 ☐ 本実験計画は、青森県衛生研究所における動物実験規程等に適合する。 ☐ 本実験計画は、青森県衛生研究所における動物実験規程等に適合しない。

所長承認欄	承認: 20()年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号

年 月 日

青森県衛生研究所長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

（* 実験内容および責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。）

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更・追加等の理由

年 月 日

青森県衛生研究所長 殿

動物実験終了（中止）報告書

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので
報告致します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 年 月 日

3. 備考

年 月 日

青森県衛生研究所長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

動物実験実施状況・結果報告書

青森県衛生研究所動物実験規程第21条2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施(*) ☐ 中止
	結果の概要
4. 成果(予定を含む) (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること

飼養保管施設（設置・変更）承認申請書

青森県衛生研究所長 殿

申請者 所属：
職名：
氏名： 印

青森県衛生研究所実験動物規程第22条の規定に基づき、下記の飼養保管施設の（設置・変更）の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設（施設）の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名
	<動物実験責任者> 所属 職名 氏名 関連資格： 経験年数：
	<飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造） 2) 空調設備： （例：温湿度制御、換気回数等） 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称：・ 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: ☐ 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。) ☐ 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等
6. 所長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号: 第 号 青森県衛生研究所長

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

実験室設置承認申請書

青森県衛生研究所長 殿

申請者 所属：
職名：
氏名： 印

青森県衛生研究所動物管理規程第24条第2項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号
添付資料

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	〈動物実験責任者〉 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：(m ²) 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）	
5. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された実験室は規程に適合する。 （条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。） ☐ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 所長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号：第 号 青森県衛生研究所長

- 1) 実験室の位置を示す地図
2) 実験室の平面図

年 月 日

青森県衛生研究所長 殿

申請者 所属
職名
氏名 印

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

青森県衛生研究所動物管理規程第27条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 （施設）または実験室の 名称	
	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 （施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 所長記入欄	青森県衛生研究所長